



# 大学等における修学の支援に関する法律の改正等について

# 法改正の趣旨

高等教育費により理想の子供数を持たない状況を払拭するため、令和7年度から、多子世帯の学生等について授業料等は無償化することとした「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、大学等における修学の支援に関する法律を改正し、**多数の子等の教育費を負担している世帯**における**負担の軽減**を図るため、**当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設**する等の措置を講ずる。

## 「こども未来戦略」

～ 次元の異なる少子化対策の実現に向けて ～  
（令和5年12月22日閣議決定）（抄）

### Ⅲ. 「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

#### Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

##### 1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

##### （4）高等教育費の負担軽減

- 授業料等減免及び給付型奨学金について、低所得世帯の高校生の大学進学率の向上を図るとともに、2024年度から多子世帯（※1）や理工農系の学生等の中間層（世帯年収約600万円）に拡大する。さらに、高等教育費により理想のこども数を持たない状況を払拭するため、2025年度から、多子世帯の学生等については授業料等は無償（※2）とする措置等を講ずることとし、対象学生に係る学業の要件について必要な見直しを図ることを含め、早急に具体化する。

※1 扶養される子供が3人以上の世帯（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援の対象）。

※2 現行制度と同様、支援の上限は、大学の場合、授業料は国公立約54万円、私立約70万円、入学金は国公立約28万円、私立約26万円（大学以外も校種・設置者ごとに設定）とする。

## 趣旨

高等教育費により理想の子供数を持ってない状況を払拭するため、令和7年度から、多子世帯の学生等について授業料等を無償化することとした「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、大学等における修学の支援に関する法律を改正し、**多数の子等の教育費を負担している世帯**における**負担の軽減**を図るため、**当該世帯の学生等に係る大学等の授業料等の減免制度を創設**する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 法律の目的の見直し【第1条関係】

法律の目的を、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭における教育費の負担の一部を社会全体で負担することによりこれらの家庭における負担の軽減を図るため、これらの家庭の学生等に係る大学等の授業料等の減免を行い、もって子育てに希望を持つことができる社会の実現に寄与することとする。

### 2. 授業料等減免の対象者の追加【第4条関係】

授業料等減免の対象者として、

- ① 低所得者世帯の学生等（学生等及びその生計維持者に授業料等の負担を求めることが極めて困難な状況にある学生等）  
に加え、
- ② 多子世帯の学生等（3人以上の子等の生計維持者に生計を維持されている子等である学生等）を対象とする。

※多子世帯の学生等については、所得制限なし。

### 3. 認定手続等に関する規定の整備【第5条・第6条関係】

学生等が授業料等減免を受けるために必要な認定の手続や、認定事由が変わった場合の変更認定の手続規定を整備する。

### 4. 授業料等減免についての配慮事項の新設【第15条関係】

国は、低所得者世帯の学生等に係る授業料等減免については、独立行政法人日本学生支援機構法に規定する学資の支給と相まって大学等の修学に係る諸費用に対する総合的な支援となるよう配慮するものとする。

※学資支給（給付型奨学金）は、これまでと同様に独立行政法人日本学生支援機構法に基づき実施。

## 施行期日

令和7年4月1日【附則第1条関係】

# 令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)に基づき、**令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。**

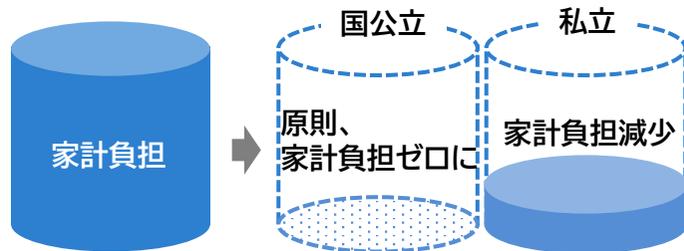
⇒ **高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。**

※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

## 1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす 大学等が対象
財源	消費税財源を活用

## 2. 授業料・入学金減免のイメージ

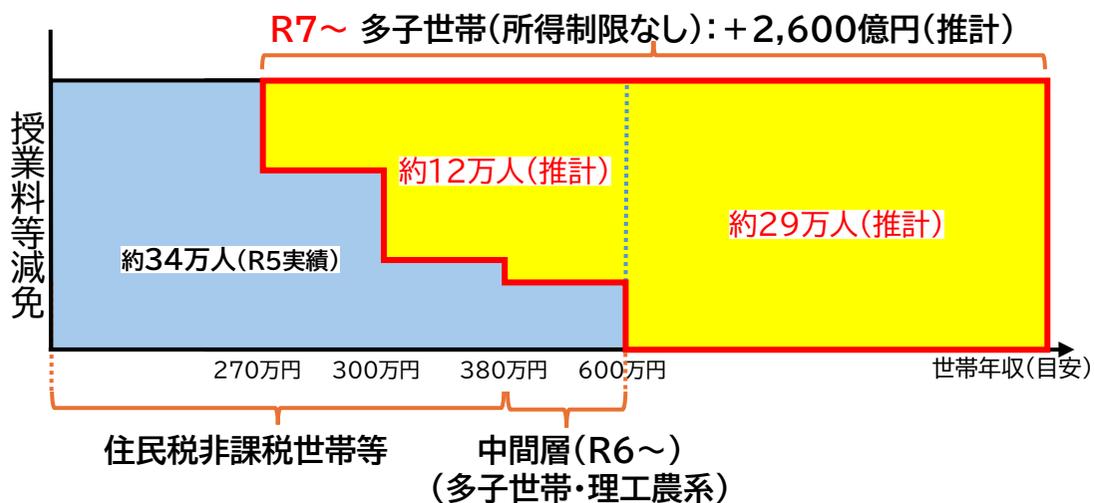


## 3. 減免上限額(年額)

授業料等減免 上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

## 4. 公費による支援

R7予算額:7,025億円(地方負担分493億円を含む)



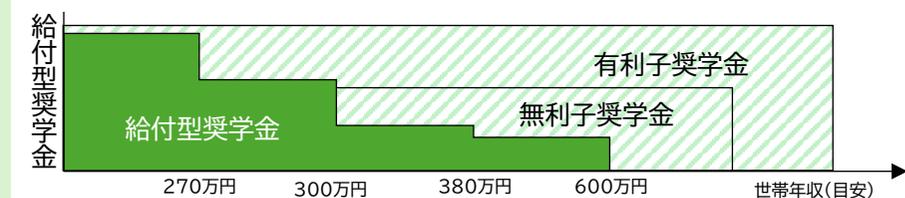
## 5. 対象となる多子世帯の考え方

**支援対象** = **扶養する子供**が3人以上 かつ **大学等に通っている** 場合

	第1子が 大学進学	第2子が 大学進学	第1子卒業後	
			大学院進学	就職
卒業後				
大学生	支援対象	支援対象  支援対象	支援対象	対象外
高校生以下				

※ は扶養する子供

## ※参考 給付型奨学金イメージ



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立 大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立 高専4・5年	21万円	41万円
私立 大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立 高専4・5年	32万円	52万円

令和7年度からの多子世帯への  
授業料等無償化に係るFAQ

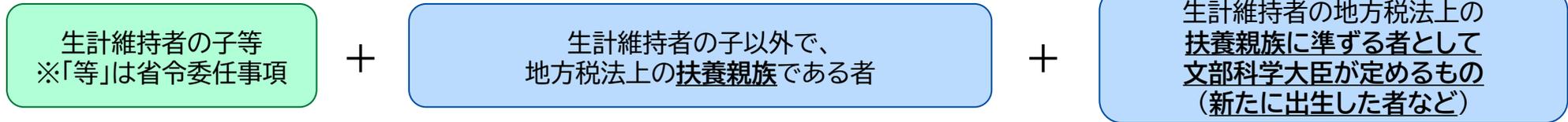


# 令和7年度からの多子世帯無償化に係る関係省令の改正について

○大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律施行規則及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令の一部を改正する省令(令和7年4月1日施行)

## 【改正事項】

### ①多子世帯の具体的な要件・判定方法について



### ②世帯の保有する資産の要件について

	現行	改正後
低所得者世帯	2000万円未満 ※生計維持者が1名の場合は1250万円未満	5000万円未満 ※生計維持者の数は問わない。
多子世帯	—	3億円未満 ※授業料等減免のみ

### ③学生等の学業成績の要件について

	<廃止要件>			<警告要件>		
	現行	⇒	改正後	現行	⇒	改正後
履修科目の授業への出席率	5割以下	⇒	<u>6割</u> 以下	8割以下		改正なし
標準単位数に対する修得単位数	5割以下	⇒	<u>6割</u> 以下	6割以下	⇒	<u>7割</u> 以下

※傷病等のやむを得ない事情がある場合には、廃止・警告としない。

### ④大学等の機関要件について

1. 地域の経済社会にとって重要な人材養成を行う機関であると文部科学大臣が認める場合は確認取り消しを猶予
2. (取消しを受けた学校について)3年連続で、収容定員充足率6割以上かつ就職進学率9割超の場合、再度確認を受けることができる。